

■第 449 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 10 月 15 日(月) 14:00~15:51

傍聴者:8 名

議事概要:

(1)小平内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)・前川内閣府副大臣挨拶

・小平内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、前川内閣府副大臣から挨拶が行われた。

(2)食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

[1]農薬

イミダクロプリド

・厚生労働省及び三森委員から説明

・食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当することが確認された。

\* 殺虫剤で、稲、ばれいしょ等に使用します。

[2]動物用医薬品

{1}マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(エムパック)

{2}マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェンド MH-0ne FDAH)

{3}馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクト ERP)

{4}豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバック PRRS 生ワクチン)

{5}鶏伝染性気管支炎生ワクチン("京都微研"ポールセーバーIB)

{6}牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン("京都微研"キャトルウィン-6)

・農林水産省及び三森委員から説明

・「豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバック PRRS 生ワクチン)」、「鶏伝染性気管支炎生ワクチン("京都微研"ポールセーバーIB)」及び「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン("京都微研"キャトルウィン-6)」の動物用医薬品 3 品目([2]の {4}~{6})については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

・残りの動物用医薬品 3 品目([2]の {1}~{3})については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

\* {1}豚のマイコプラズマ性肺炎による肺病変形成の抑制ならびに増体量抑制及び飼料効率の低下の軽減に用いられます。

\* {2}豚のマイコプラズマ性肺炎による肺病変形成の抑制ならびに増体量抑制の軽減に用いられます。

\* {3}馬ヘルペスウイルス 1 型感染症による呼吸器症状の軽減に用いられます。

\* {4}豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス感染による子豚の生産阻害の軽減及び繁殖用雌豚の繁殖成績の改善に用いられます。

\* {5}鶏伝染性気管支炎の予防に用いられます。

\* {6}牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢-粘膜病、牛パラインフルエンザ、牛 RS ウイルス感染症、牛アデノウイルス(7 型)感染症の予防に用いられます。

(3)農薬専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

[1]「イソピラザム」

[2]「ピリオフェノン」

・担当委員の三森委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。なお、「イソピラザム」については、評価書(案)を一部修正の上、募集手続きに入ることとされた。

\* [1]殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、小麦、大麦等へのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。

\* [2]殺菌剤で、今回、小麦、なす、きゅうり、いちごへの新規登録申請がされています。

(4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

[1] 「ナラシン」

[2] 「リンコマイシン」

- ・担当委員の三森委員及び事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。なお、「リンコマイシン」については、評価書(案)を一部修正の上、募集手続きに入ることとされた。
- \* [1] ポリエーテル系抗生物質であり、日本では飼料添加物として鶏に使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
- \* [2] リンコマイシン系の抗生物質で、動物用医薬品として豚、鶏等に使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(5) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

【食品健康影響評価】

[1] 農薬「ビフェナゼート」

- ・「ビフェナゼートの一日摂取許容量(ADI)を 0.01mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

[2] 農薬「ピラクロストロビン」

- ・「ピラクロストロビンの ADI を 0.034mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

[3] 農薬「フルベンジアミド」

- ・「フルベンジアミドの ADI を 0.017mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

[4] 農薬「ジフェノコナゾール」

- ・「ジフェノコナゾールの ADI を 0.0096mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

[5] 農薬「フルフェナセット」

- ・「フルフェナセットの ADI を 0.011mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

[6] 遺伝子組換え食品等「イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9」

- ・「『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

[7] 食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)「アスパラギンほか 10 品目」

- ・「「アスパラギン」、「アラニン」、「アルギニン」、「グリシン」、「グルタミン」、「セリン」、「チロシン」、「バリン」、「ヒスチジン」、「メチオニン」、「ロイシン」については、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」との審議結果が了承され、評価書(案)を一部修正の上、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

- \* [1] 殺虫剤で、かんきつ、りんご、いちご等に使用します。今回、ラズベリー等へのインポートトレランス申請がされています。

- \* [2] 殺菌剤で、りんご、もも等にも使用します。今回、トマト、ミニトマト、ピーマン、ししとう、いちご、茶への適用拡大申請及びさとうきび、ブロッコリー、なたね等へのインポートトレランス申請がされています。

- \* [3] 殺虫剤で、もも、キャベツ、茶等に使用します。今回、とうもろこし、そば、あずき、やまのいも、かぶ、わさびだいこん、メキャベツ、非結球あぶらな科葉菜類、カリフラワー、なばな類、にんじん、とうがらし類、しょくようほおずき、メロン、にがうり、オクラ、しょうが、豆類(未成熟)、さやえんどう、ヤングコーン、やまのいも(むかご)、かんきつ、小粒核果類、かき、キウイフルーツへの適用拡大申請及びナッツ類へのインポートトレランス申請がされています。

- \* [4] 殺菌剤で、りんご、なし、トマト等に使用します。今回、ピーマン、なす、茶への適用拡大申請及び高麗人参等へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

- \* [5] 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、ばれいしょ等へのインポートトレラ

ンス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

\* [6] イミダゾリノン系除草剤に対し耐性を持つダイズです。

\* [7] 動物用医薬品、飼料添加物として使用されるアミノ酸類で、ポジティブリスト制度導入時に人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めた物質です。

(6) 食品安全委員会の9月の運営について

・事務局から報告。

(7) その他

・既に評価が終了している動物用医薬品「セフキノム」の評価書について、一部改訂の上、リスク管理機関へ通知することとなった。

(注) \*の記述は、物質の概要です。